

宮津市公報

平成25年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

規 則

- 15 宮津市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 104 宮津市地域おこし協力隊設置要綱 1
105 定期の予防接種の実施 3
106 宮津市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱 4
107 宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱 4

公 告

- 37 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 5
38 宮津市営住宅の入居者の公募 5
39 宮津市営住宅等の入居者の公募 6
40 公示送達 7
41 条件付一般競争入札の実施 7
42 公示送達 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 15 宮津市教育委員会定例会の招集 9

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 33 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会総会の招集 10
11 宮津市農業委員会総会の招集 10

規 則

宮津市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第15号

宮津市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市職員の分限に関する条例施行規則（昭和33年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第2条第2項中「並びに国立又は公立の病院」を「、国立及び公立の病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び地方独立行政法人の設置する病院、その他医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関並びに一般財団法人京都予防医学センター」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（休職期間の通算）

第6条の2 法第28条第2項第1号の規定により休職を命じられた者が、条例第5条第3項又は第6項の規定により復職した後、同一の疾病により再び同号の規定による休職を命じられた場合におけるその者の休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後6月を経過したときは、この限りでない。

第7条第1項中「、又は前条」を「又は第6条」に、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第6条の2の規定は、この規則の施行の日以後になされる休職の処分又は休職期間を更新する処分に係る休職期間について適用し、同日以前になされた休職の処分又は休職期間を更新する処分に係る休職期間については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第104号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

平成25年10月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域おこし協力隊設置要綱

（設置）

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本市において、市外の人材を積極的に受け入れ、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、宮津市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 協力隊が行う活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 農林水産業の支援活動
- (3) 市民活動団体の支援活動

(4) その他地域の活性化のために市長が必要と認める活動

(委嘱等)

第3条 市長は、本市に住所を有しない者で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を委嘱する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）半島振興法（昭和60年法律第63号）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する対象地域又は指定地域を有する市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）に住所を有しない者

イ 2年以上3年以内の地域おこし協力隊経験を有し、かつ、地域おこし協力隊の解嘱の日から1年以内の者（アに該当する者を除く。）

(2) その他市長が必要と認める要件を具備する者

2 前項の規定により委嘱された隊員は、直ちに本市の区域内に住所を定めなければならない。

(任期等)

第4条 隊員の任期は、1年以内とする。ただし、3年を限度としてその任期を延長することができる。

2 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期満了前に隊員を解嘱することができる。

(1) 心身の故障等により職務の遂行ができなくなったとき。

(2) その他市長が隊員としての適格性を欠くと認めるとき。

(活動時間等)

第5条 隊員の活動時間は、原則として1日8時間とする。

2 隊員の活動日数は、原則として1月20日間とする。

3 市長は、活動の内容において調整が必要と認める場合は、前2項の活動時間及び活動日数を調整することができる。

(謝金等)

第6条 隊員には、活動に対する謝金として、1月当たり166,000円を予算の範囲内で支払うものとする。

2 隊員の活動に要する旅費の額及び支給は、宮津市実費弁償条例（平成3年条例第29号）第4条の規定により、これを支給する。

3 市長は、隊員の活動に必要な住居、用具その他の経費を支給することができる。

(補償)

第7条 市長は、隊員の活動中の事故等に対応するため、傷害保険及び個人賠償責任保険に加入するものとする。

2 隊員は、前項に規定する保険の適用外の事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

(活動報告)

第8条 隊員は、毎月、活動を行った日の属する月の翌月の5日までに、市長に対し、その活動の実施状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。任期が満了し、又は委嘱を解除された後も、また、同様とする。

(市の責務)

第10条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の任期満了後の定住支援
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、隊員の行う活動に関して必要な事項
(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第105号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

平成25年10月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において65歳以上の者
 - (2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1 回
- 5 自己負担金 1,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地外科医院
味見 真弓	味見診療所	山根 行雄	山根医院
今出 陽一朗	今出クリニック	渡辺 太郎	栗田診療所
宇野 雅史	宇野医院	伊藤 剛	いとうクリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
辻 俊三 曾根 淳史 石上 文隆 荒川 昌昭	宮津武田病院	岩破 淳郎	いわさく診療所
		岩破 康二	岩破医院
		大森 斎	大森内科診療所
		衣川 磐	衣川整形外科医院
中川 長雄	中川医院	木村 進	木村内科クリニック
中川 嘉洋	中川内科小児科クリニック	須川 典亮	須川医院
今井 敏雄 浪江 和生	浪江医院	鳥居 剛	鳥居クリニック
		日置 潤也	日置医院
西原 寛	西原医院	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所	石野 秀岳	伊根診療所
林 信昌	養老診療所	宮地 道弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成25年10月21日から平成25年12月20日まで

* * *

宮津市告示第106号

宮津市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年11月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第1条中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に、「母」を「親（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）」に改める。

第2条中「母子家庭の母」を「ひとり親家庭の親」に改める。

第6条第1項中「母子家庭自立支援教育訓練講座指定申請書」を「ひとり親家庭自立支援教育訓練講座指定申請書」に改め、同条第3項第2号中「6月」を「7月」に改め、「証明書」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

第7条第1項中「宮津市母子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」を「宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」に改め、同条第2項第1号中「6月」を「7月」に改め、「証明書」の次に「（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第107号

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年11月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第1条中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に、「母」を「親（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）」に改める。

第3条中「母子家庭の母」を「ひとり親家庭の親」に改める。

第5条中「2分の1に相当する期間を経過した日以後の残り2分の1に相当する期間」を「全期間」に、「18月」を「24月」に改める。

第9条第1項中「宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給申請書」を「宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給申請書」に、「修業期間の2分の1に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間）を経過」を「修業を開始」に改め、同条第2項第2号中「証明書」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第 1 1 条 修業給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、養成機関の在籍状況等の確認のため市長が必要と認めるときは、在籍証明書の提出又は出席状況に関する報告等を行わなければならない。

2 受給者は、ひとり親家庭でなくなったとき、市内に住所を有しなくなったとき、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者に異動があったときは、当該事由が生じた日から14日以内に市長に届け出なければならない。

附則第 2 項中「、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 9 条第 1 項」を「及び第 6 条第 1 項第 1 号」に、「第 5 条、第 6 条第 1 項第 1 号中」を「第 5 条中」に、「2 分の 1 に相当する期間を経過した日以後の残り 2 分の 1 に相当する期間とし、18 月を上限」を「全期間」に改め、「、第 9 条第 1 項中「修業期間の 2 分の 1 に相当する期間(その期間が18 月を超えるときは、修業期間から18 月を減じた期間)を経過した日」とあるのは「修業を開始した日」と」を削る。

附則第 3 項中「及び第 9 条第 1 項」を削り、「第 5 条中「修業期間の 2 分の 1 に相当する期間を経過した日以後の残り 2 分の 1 に相当する期間」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、「18 月」を「同条中「24 月」に改め、「、第 9 条第 1 項中「修業期間の 2 分の 1 に相当する期間(その期間が18 月を超えるときは、修業期間から18 月を減じた期間)を経過」とあるのは「修業を開始」と」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

公 告

宮津市公告第37号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第 1 項の規定に基づき、宮津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項で準用する同法第12条第 1 項の規定により同法第11条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成25年10月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 縦覧期間
平成25年10月15日以後、常時据え置くこととします。
- 2 縦覧場所
宮津市産業振興室(別館 3 階)
- 3 意見書の要旨及び処理結果

意見の要旨	意見の数	処理結果
なし	なし	なし

* * *

宮津市公告第38号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成 9 年条例第25号)第 3 条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成25年10月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600~32,600	1	3DK

宮村上	宮津市字宮村	22,200～43,700	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	9,300～18,200	1	3K

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月25日(金)から平成25年11月11日(月)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成26年1月20日(予定)

* * *

宮津市公告第39号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成25年10月18日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A棟	39,000円	1	3DK
		C棟	42,000円	1	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月22日(火)から平成25年11月5日(火)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居

者を決定します。

7 入居時期 平成25年12月10日（予定）

* * *

宮津市公告第40号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年10月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第41号

条件付一般競争入札の実施について

滝上公園展望台改修工事（宮都公第1号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 滝上公園展望台改修工事
- (2) 工事番号 宮都公第1号
- (3) 工事場所 宮津市字万年地内
- (4) 工事概要 第1展望台 屋根修復 48 m²
第2展望台 東屋新設 4.86 m²
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成26年3月28日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担 当 室 宮津市建設室（建設管理係）
宮津市役所本館南棟3階
郵便番号 626-8501
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1628
FAX番号 0772-22-2890
E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 建築一式工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 建築一式工事
- (3) 総合評定値 建築一式工事の総合点が640点以上
- (4) 営業所所在地 京都府丹後土木事務所管内に本社・営業所を置く者
- (5) 施工実績 平成15年以降に、木造建築工事で元請負又は一次下請けの実績があること。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「建築一式工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
 - イ 配置予定技術者調書（別記様式3）
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者につい

て条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し

(イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成25年10月28日(月)から平成25年11月5日(火)までの午前9時から午後4時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成25年10月28日(月)から平成25年11月8日(金)までの午前9時から午後4時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 設計図書はHPに掲載する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成25年10月28日(月)から平成25年11月5日(火)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

ただし、郵送の場合は平成25年11月5日(火)の午後4時までまでに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成25年11月8日(金)まで

ただし、郵送の場合は平成25年11月8日(金)の午後4時までまでに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成25年11月11日(月)

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 回答書はHPに掲載する。(申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成25年11月13日(水)午前11時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

8 予定価格

予定価格は8,150,000円(税抜き)とする。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入し

なければならない。この場合において、銀行その他市長が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。

(2) 部分払

部分払いは3回までとする。

11 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

(3) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第42号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年11月1日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第15号

平成25年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年10月21日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

1 日時 平成25年10月29日（火）午前10時

2 場所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成25年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月16日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

1 縦覧の期間 平成25年10月20日から11月3日まで

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1

（宮津市役所内）

宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年10月2日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

1 日 時 平成25年10月10日(木) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第26号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第27号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第28号 非農地証明について

議第29号 平成26年度宮津市の農業施策に関する建議書について

* * *

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成25年11月1日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

1 日 時 平成25年11月12日(火) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第29号 平成26年度宮津市の農業施策に関する建議書について

議第30号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第31号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第32号 非農地証明について